

# 南有馬ブロック小学校統合実施計画



南有馬小学校



吉川小学校



白木野小学校



古園小学校



梅谷小学校

平成25年10月

南島原市教育委員会

## はじめに

南島原市教育委員会では、「南島原市立小学校適正規模・適正配置事業基本方針（平成 22 年 9 月策定）」を柱に、学校、保護者及び地域の意見・要望等を総合的に勘案し、本市の小学校適正規模・適正配置化の第一段階となる平成 29 年度までの“小学校統合及び分校の本校併合”の実行方針を示した『南島原市立小学校適正規模・適正配置実行計画（以下「実行計画」といいます。）』を、平成 24 年 8 月に策定しました。

実行計画では、口之津ブロックと北有馬ブロックを除く 6 ブロック（加津佐・南有馬・西有家・有家・布津・深江）の小学校につき、各ブロックにおける“小学校統合及び分校の本校併合”の具体的な進め方を示しており、南有馬ブロックの実行方針は、『南有馬小学校を拠点校に他の 4 校（吉川小学校、白木野小学校、古園小学校、梅谷小学校）を平成 27 年度に統合し、南有馬小学校の 1 校とする。』としています。

この『南有馬ブロック小学校統合実施計画（以下「実施計画」といいます。）』は、実行計画の実行方針に則り、南有馬ブロックの小学校統合を学校、保護者及び地域と協働して進めていくため、小学校統合の具体的な実施方法や準備活動をまとめたものです。

今後は、この実施計画に示したさまざまな活動や取組を計画的に推し進め、関係者の理解と協力を得ながら、計画の目標達成を図ります。

平成 25 年 10 月 16 日  
南島原市教育委員会

## 目 次

	(頁)
第1 小学校の現状と今後の推移	3
1 南有馬ブロック小学校の現状	3
(1) 小学校の位置	3
(2) 児童数と学級編制	3
(3) 教職員の配置状況	4
2 児童数と学級数の推移	4
(1) 児童数の推移	4
(2) 学級数の推移	5
第2 小学校統合の実施方針	7
1 南有馬ブロック小学校統合の実施方針	7
(1) 実施方針	7
(2) 統合の流れ	7
(3) 計画の数値目標	7
2 小学校統合後の教育体制	7
(1) 統合後の児童数と学級編制	7
(2) 教職員の配置数	7
第3 小学校統合の進め方	8
1 小学校統合のスケジュール	8
2 準備組織の設置	9
(1) 統合準備委員会の設置	9
(2) 統合準備委員会の活動スケジュール	10
(3) 閉校準備協議会の設置	11
3 小学校統合の基本事項（諸課題の取扱）	12
(1) 統合における学校名等	12
(2) 拠点校の施設整備	12
(3) 通学手段の整備	12
(4) 通学区域の変更	12
(5) 事前交流事業の実施	12
(6) 学校活動・伝統行事等の継承	12
(7) 教職員の配置	13
(8) 廃校跡地の利活用	13
(9) 開校式の開催	13
4 小学校統合に係る事務処理等	13
(1) 統合の手続	13
(2) 例規等の整備	13
(3) 統合に要する経費	13

## 第1 小学校の現状と今後の推移

### 1 南有馬ブロック小学校の現状

#### (1) 小学校の位置

南有馬ブロックの小学校は、南有馬小学校、吉川小学校、白木野小学校、古園小学校及び梅谷小学校の5校であり、それぞれの小学校の位置は、表1のとおりである。

また、距離的な位置関係では、南有馬小学校から吉川小学校までが道のりにして約2.9キロメートル、南有馬小学校から白木野小学校までが約3.5キロメートル、同じく古園小学校までが約2.8キロメートル、梅谷小学校までが約9.4キロメートルである。



表1) 小学校の位置

名 称	位 置
南有馬小学校	南島原市南有馬町乙 991 番地
吉川小学校	南島原市南有馬町甲 612 番地
白木野小学校	南島原市南有馬町丙 1795 番地
古園小学校	南島原市南有馬町己 234 番地 1
梅谷小学校	南島原市南有馬町己 2871 番地 2

#### (2) 児童数と学級編制

南有馬ブロック小学校の学校別・学年別の児童数は表2のとおりとなっており、平成25年度において、全校で194人の児童が学んでいる。

また、各小学校の学級編制（普通学級）は表3のとおりであるが、白木野小学校と梅谷小学校は、完全複式学級を有する極小規模校となっている。

表2) 学校別・学年別の児童数(平成25年度)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
南有馬小学校	10人	10人	11人	11人	21人	11人	74人
吉川小学校	5人	7人	6人	9人	12人	9人	48人
白木野小学校	3人	5人	7人	5人	5人	4人	29人
古園小学校	6人	7人	6人	4人	2人	9人	34人
梅谷小学校	2人	2人	1人	1人	1人	2人	9人
計	26人	31人	31人	30人	41人	35人	194人

表3) 学級編制(平成25年度)

(単位：学級)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
南有馬小学校	1	1	1	1	1	1	6学級
吉川小学校	1	1	[1]		1	1	5学級
白木野小学校	[1]		[1]		[1]		3学級
古園小学校	1	1	[1]		[1]		4学級
梅谷小学校	[1]		[1]		[1]		3学級
計	(4.0)	(4.0)	(3.0)	(3.0)	(3.5)	(3.5)	21学級

注) 表内の括弧 [] 書きは“複式学級”である。

#### 《用語の解説：複式学級》

複式学級とは、学年ごとにクラスを編成するのではなく、複数学年で1クラスにする学級編制のこと。学校規模が小さく少人数学級の場合に多く行われる。

(3) 教職員の配置状況

平成 25 年度における県費負担の教職員の配置状況は、表 4 のとおりとなっている。

表 4) 県費負担の教職員数(平成 25 年度)

	校長	教頭	教諭等	養護	事務	栄養	計
南有馬小学校	1人	1人	8人	1人	2人	0人	13人
吉川小学校	1人	1人	6人	1人	1人	0人	10人
白木野小学校	1人	1人	3人	1人	1人	0人	7人
古園小学校	1人	1人	4人	1人	1人	0人	8人
梅谷小学校	1人	1人	3人	1人	1人	0人	7人
計	5人	5人	24人	5人	6人	0人	45人

2 児童数と学級数の推移

(1) 児童数の推移

南有馬ブロック小学校の児童数の推移は表 5 に示すとおりであり、平成 20 年度の全児童数は“267 人”であったが、平成 25 年度では“194 人”となり、これまでの 5 年間で 73 人の減少（27.3%減）となっている。

また、平成 26 年度以降の児童数は若干の増加が見込まれ、平成 30 年度の児童数は“210 人”になる。

表 5) 児童数の推移

(単位：人)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
南有馬小学校	114	107	100	88	83	74	76	81	78	83	88
吉川小学校	45	50	53	54	53	48	50	46	46	44	42
白木野小学校	30	32	33	33	35	29	30	29	28	28	25
古園小学校	55	49	48	43	37	34	36	43	48	49	45
梅谷小学校	23	19	16	13	12	9	7	8	9	11	10
計	267	257	250	231	220	194	199	207	209	215	210

注) H26 以降の児童数は、南有馬町在住の就学前児童数をそれぞれ単純加算している。

表 5-①児童数の推移(全体・グラフ)

(単位：人)

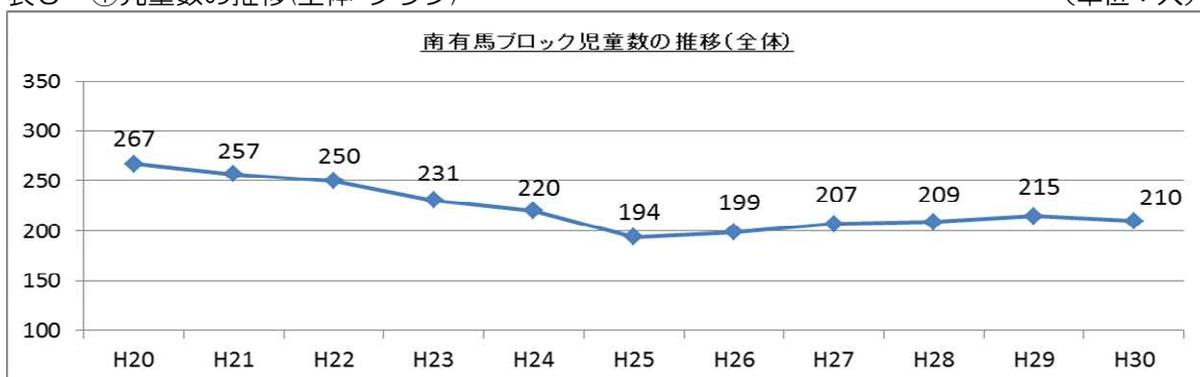
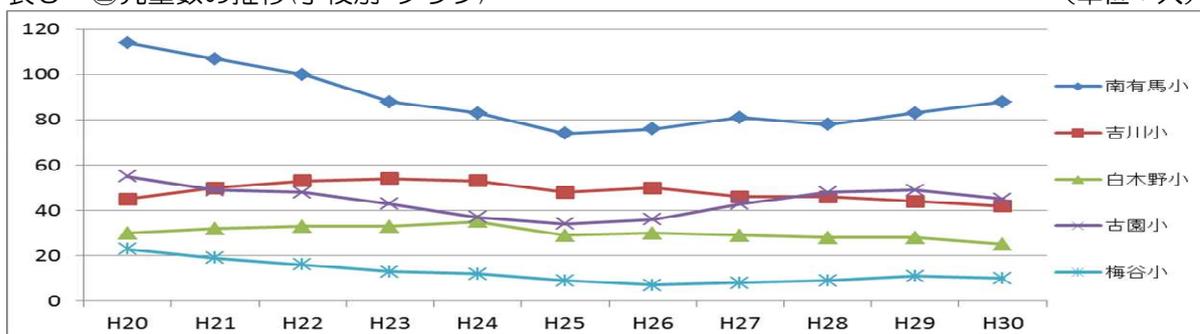


表 5-②児童数の推移(学校別・グラフ)

(単位：人)



(2) 学級数の推移

南有馬ブロック小学校の学級数（普通学級）の推移は表6のとおりであり、これまでの児童数の減少により、平成25年度においては“21学級”になっている。

なお、表7では、学校別にそれらの詳細を示している。

表6) 学級数(普通学級)の推移

(単位：学級)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
南有馬小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
吉川小学校	4	5	5	6	5	5	4	4	4	5	4
白木野小学校	4	4	4	4	4	3	3	4	3	4	4
古園小学校	5	5	5	5	4	4	4	4	5	5	5
梅谷小学校	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
計	(8)	(7)	(7)	(6)	(8)	(9)	(9)	(8)	(8)	(6)	(7)
	22	23	23	24	22	21	20	21	21	23	22

注) 上段の括弧 ( ) 書きは“複式学級数(内数)”である。

表7) 学年別児童数と学級編制の推移

表7-①南有馬小学校

(単位：人・学級)

年 度	学年別児童数							学級編制(普通学級)						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H20	11	13	18	24	21	27	114	1	1	1	1	1	1	6
H21	19	12	14	17	24	21	107	1	1	1	1	1	1	6
H22	11	21	13	14	17	24	100	1	1	1	1	1	1	6
H23	11	12	21	14	14	16	88	1	1	1	1	1	1	6
H24	12	10	12	20	14	15	83	1	1	1	1	1	1	6
H25	10	10	11	11	21	11	74	1	1	1	1	1	1	6
H26	13	10	10	11	11	21	76	1	1	1	1	1	1	6
H27	26	13	10	10	11	11	81	1	1	1	1	1	1	6
H28	8	26	13	10	10	11	78	1	1	1	1	1	1	6
H29	16	8	26	13	10	10	83	1	1	1	1	1	1	6
H30	15	16	8	26	13	10	88	1	1	1	1	1	1	6

表7-②吉川小学校

(単位：人・学級)

年 度	学年別児童数							学級編制(普通学級)						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H20	9	10	8	4	6	8	45	1	1	[1]		[1]		4
H21	12	9	10	8	5	6	50	1	1	1	1	[1]		5
H22	9	12	9	10	8	5	53	1	1	1	1	[1]		5
H23	6	9	12	9	10	8	54	1	1	1	1	1	1	6
H24	7	6	9	12	9	10	53	1	[1]		1	1	1	5
H25	5	7	6	9	12	9	48	1	1	[1]		1	1	5
H26	11	5	7	6	9	12	50	1	[1]		[1]		1	4
H27	8	11	5	7	6	9	46	1	1	[1]		[1]		4
H28	9	8	11	5	7	6	46	1	1	[1]		[1]		4
H29	4	9	8	11	5	7	44	1	1	1	1	[1]		5
H30	5	4	9	8	11	5	42	1	[1]		1	[1]		4

注) 表内の括弧 [ ] 書きは“複式学級”である。

表7-③白木野小学校

(単位：人・学級)

年 度	学 年 別 児 童 数							学 級 編 制 (普通学級)						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H20	4	5	4	8	4	5	30	1	1	[1]		[1]		4
H21	7	4	5	4	8	4	32	1	1	[1]		[1]		4
H22	5	7	4	5	4	8	33	1	1	[1]		[1]		4
H23	8	5	7	4	5	4	33	1	1	[1]		[1]		4
H24	6	8	5	7	4	5	35	1	1	[1]		[1]		4
H25	3	5	7	5	5	4	29	[1]		[1]		[1]		3
H26	5	3	5	7	5	5	30	[1]		[1]		[1]		3
H27	4	5	3	5	7	5	29	1	1	[1]		[1]		4
H28	4	4	5	3	5	7	28	[1]		[1]		[1]		3
H29	7	4	4	5	3	5	28	1	1	[1]		[1]		4
H30	2	7	4	4	5	3	25	1	1	[1]		[1]		4

注) 表内の括弧 [] 書きは“複式学級”である。

表7-④古園小学校

(単位：人・学級)

年 度	学 年 別 児 童 数							学 級 編 制 (普通学級)						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H20	9	10	11	11	4	10	55	1	1	1	[1]		1	5
H21	3	9	11	11	11	4	49	1	1	1	1	[1]		5
H22	4	2	9	11	11	11	48	[1]		1	1	1	1	5
H23	6	4	2	9	11	11	43	1	[1]		1	1	1	5
H24	7	6	4	2	9	9	37	1	[1]		[1]		1	4
H25	6	7	6	4	2	9	34	1	1	[1]		[1]		4
H26	11	6	7	6	4	2	36	1	1	[1]		[1]		4
H27	9	11	6	7	6	4	43	1	1	[1]		[1]		4
H28	9	9	11	6	7	6	48	1	1	1	[1]		1	5
H29	7	9	9	11	6	7	49	1	1	1	1	[1]		5
H30	3	7	9	9	11	6	45	1	[1]		1	1	1	5

注) 表内の括弧 [] 書きは“複式学級”である。

表7-⑤梅谷小学校

(単位：人・学級)

年 度	学 年 別 児 童 数							学 級 編 制 (普通学級)						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H20	3	4	3	4	4	5	23	[1]		[1]		[1]		3
H21	1	3	4	3	4	4	19	[1]		[1]		[1]		3
H22	1	1	3	4	3	4	16	[1]		[1]		[1]		3
H23	1	1	1	3	4	3	13	[1]		[1]		[1]		3
H24	2	1	1	1	3	4	12	[1]		[1]		[1]		3
H25	2	2	1	1	1	2	9	[1]		[1]		[1]		3
H26		2	2	1	1	1	7		1	[1]		[1]		3
H27	2		2	2	1	1	8	1		[1]		[1]		3
H28	2	2		2	2	1	9	[1]			1	[1]		3
H29	3	2	2		2	2	11	1	[1]			[1]		3
H30	1	3	2	2		2	10	[1]		[1]			1	3

注) 表内の括弧 [] 書きは“複式学級”である。

## 第2 小学校統合の実施方針

### 1 南有馬ブロック小学校統合の実施方針

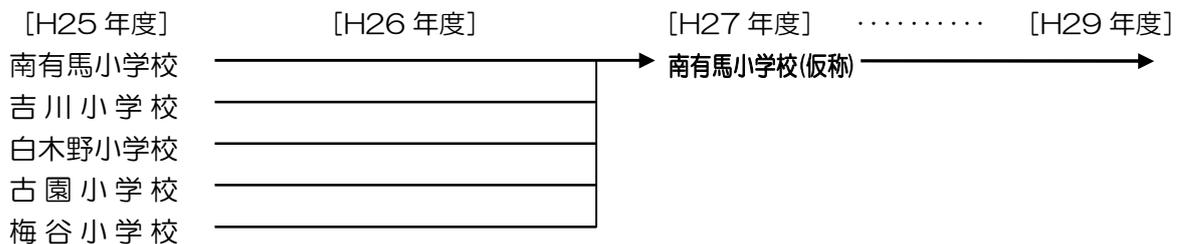
#### (1) 実施方針

平成24年8月に策定した実行計画の実行方針に基づき、南有馬ブロックにおける小学校統合の実施方針（以下「実施方針」という。）を次のとおり定める。

南有馬小学校を拠点校に南有馬小学校、吉川小学校、白木野小学校、古園小学校及び梅谷小学校を平成27年度に統合し、南有馬小学校（仮称）の1校とする。

#### (2) 統合の流れ

実施方針に基づく南有馬ブロックの小学校統合の流れを、以下に示す。



#### (3) 計画の数値目標

実施計画の“数値目標”を次のとおり定め、南有馬ブロック小学校の教育体制の再構築を図る。

##### ○数値目標

指 標 名	平成25年4月1日現在	平成27年4月1日時点
小 学 校 の 数	5 校	1 校
学級数(普通学級)	21 学級	8 学級
複 式 学 級 数	9 学級	0 学級

## 2 小学校統合後の教育体制

### (1) 統合後の児童数と学級編制

南有馬ブロックの小学校統合（5校統合）後の児童数と学級編制は、以下のようになる。

#### ○統合後の児童数と学級編制 [H27.4.1 時点] (単位：人・学級)

児 童 数							学 級 編 制 (普通学級)						
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
49	40	26	31	31	30	207	2	2	1	1	1	1	8

### (2) 教職員の配置数

南有馬ブロック小学校統合（5校統合）後の教職員の配置数は、概ね以下のようになる。

#### ○5校統合後の教職員の配置数 [H27.4.1 時点]

校 長	教 頭	教諭等	養 護	事 務	栄 養	計
1人	1人	9人	1人	1人	0人	13人

### 第3 小学校統合の進め方

#### 1 小学校統合のスケジュール

南有馬ブロック小学校統合のための基本スケジュールを以下のとおり定め、学校、保護者及び地域と協働して、南有馬ブロックの5校統合を果たす。

年	月	主な活動や取組など	
H25	9	「南有馬ブロック小学校統合実施計画(案)」の作成	
	10	「南有馬ブロック小学校統合実施計画」の策定	
	11	統合準備組織設置のための関係者協議 “南有馬ブロック小学校統合準備委員会”	
	12	の設置(委嘱状・辞令交付) 第1回統合準備委員会の開催	
H26	1	第1回部会(総務部会・地域部会・教育課程部会・整備部会)の開催	
	2	第2回統合準備委員会の開催	
	3	第2回部会(4部会)の開催	
	4	第3回統合準備委員会の開催	閉校準備組織設置のための関係者協議
	5	第3回部会(4部会)の開催	“閉校準備協議会”の設置 第1回閉校準備協議会の開催
	6	第4回統合準備委員会の開催	
	7	第4回部会(4部会)の開催	第2回閉校準備協議会の開催
	8	第5回統合準備委員会の開催	
	9	第5回部会(4部会)の開催	第3回閉校準備協議会の開催
	10	第6回統合準備委員会の開催	
	11	第6回部会(4部会・最終)の開催	第4回閉校準備協議会の開催
	12	第7回統合準備委員会(最終)の開催	
H27	1	学校廃止届の提出(長崎県教育庁へ)	第5回閉校準備協議会(最終)の開催
	2	スクールバス停上屋等の整備 廃校跡地活用策検討結果報告書の提出	閉校記念碑の設置
	3		各学校における“閉校記念式典”の開催
	4	*全校(5校)統合*	

注) 統合準備委員会の具体的な活動スケジュール等は別に示す。

## 2 準備組織の設置

### (1) 統合準備委員会の設置

学校は、教育の場のみならず、地域の象徴として多くの住民に親しまれており、学校及び地域の実情に応じた学校統合を的確に進めていくためには、学校と保護者はもとより、地域住民の事業参画が不可欠である。

また、南有馬ブロックにおける小学校統合（5校統合）の実施に当たっては、地域が抱えるさまざまな課題や問題を解決するための最善の方策を見出していかなければならない。

そのため、今後の小学校統合準備活動の協議の他、統合後の通学体制の整備や記念行事の開催など、さまざまな課題や問題を関係者相互で検討・協議していくため、『南有馬ブロック小学校統合準備委員会（以下「統合準備委員会」という。）』を設置する。

なお、統合準備委員会及び部会の構成と役割は、以下に示すとおりとする。

#### 南有馬ブロック小学校統合準備委員会

\*組 織： 統合準備委員会は、統合に関係する学校の委員各12人以内をもって組織する。

南有馬小学校	吉川小学校	白木野小学校	古園小学校	梅谷小学校
①学校職員	①学校職員	①学校職員	①学校職員	①学校職員
②保護者	②保護者	②保護者	②保護者	②保護者
③区域住民	③区域住民	③区域住民	③区域住民	③区域住民
④有識者等	④有識者等	④有識者等	④有識者等	④有識者等

\*委員長等： 統合準備委員会に、委員長及び副委員長若干人を置く。

\*所掌事務： 統合準備委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- 1) 校名、校章、校旗及び校歌に関すること。
- 2) 校則に関すること。
- 3) PTAの組織運営に関すること。
- 4) 教育課程に関すること。
- 5) 通学体制に関すること。
- 6) 設備及び備品に関すること。
- 7) 統合に向けての交流事業に関すること。
- 8) 記念行事等に関すること。
- 9) 廃校跡地利活用策の検討に関すること。
- 10) その他統合準備に必要な事項に関すること。

\*部 会： 部会の構成及び担当事務は、下表のとおりとする。

部会構成	担 当 事 務
総務部会	①校名、校章、校旗及び校歌 ②校則（標準服、体育服等を含む。） ③記念行事等 ④統合校への移転計画
地域部会	①PTAの組織運営（組織編成、規約改正、運営計画） ②PTAの交流事業 ③伝統行事等
教育課程部会	①教育課程（教育内容、学校行事） ②児童の事前交流事業
整備部会	①通学体制（通学路、通学の方法、安全対策、スクールバス運行計画等） ②設備及び備品（施設整備、学校備品、教材備品、学校図書）

注）統合準備委員会の委員は、いずれかの部会に必ず配置される。

\*庶 務： 統合準備委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

## (2) 統合準備委員会の活動スケジュール

限られた期間で南有馬ブロックの小学校統合を果たすためには、統合準備委員会の計画的かつ効率的な運営が重要となる。特に、各部会に課せられた担当事務は統合後の教育環境やPTA活動等を左右するものであり、全ての担当事務を適正・的確に処理していかなければならない。そのため、統合準備委員会及び各部会の活動スケジュールを以下のとおり定め、学校や保護者等との連絡調整を密にしながら、全ての所掌事務を遅滞無く処理していく。

年	月	主な活動	活動内容等	
H25	11	統合準備委員会設置及び	①委員長、副委員長の選出 ②部会の設置（部会員の配置、部会長・副部会長の選出） ③活動スケジュールの協議等	
	12	第1回統合準備委員会		
H26	1	第1回部会（4部会）	総務	校名、校章、校旗及び校歌(初回協議)
			地域	PTAの組織運営(初回協議)
			教育	①児童の事前交流事業(初回協議) ②教育課程(初回協議)
			整備	通学体制(初回協議)
	2	第2回統合準備委員会	第1回部会における4部会からの提案議題の協議・決定	
	3	第2回部会（4部会）	総務	①校名、校章・校旗・校歌(最終協議) ②記念行事等
			地域	PTAの組織運営(2回協議)
			教育	①児童事前交流事業(最終協議) ②教育課程(2回協議)
			整備	①通学体制(2回協議) ②設備及び備品(初回協議)
	4	第3回統合準備委員会	第2回部会における4部会からの提案議題の協議・決定 閉校準備協議会の設置協議	
	5	第3回部会（4部会）	総務	①統合校への移転計画 ②閉校準備協議会の設置
			地域	①PTAの組織運営(3回協議) ②PTAの交流事業
教育			教育課程(3回協議)	
整備			①通学体制(3回協議) ②設備及び備品(2回協議)	
6	第4回統合準備委員会	第3回部会における4部会からの提案議題の協議・決定 廃校跡地利活用策の検討(初回協議)		
7	第4回部会（4部会）	総務	校則・標準服・体育服等(初回協議)	
		地域	①PTAの組織運営(最終協議) ②伝統行事等(初回協議)	
		教育	教育課程(4回協議)	
		整備	①通学体制(4回協議) ②設備及び備品(3回協議)	
8	第5回統合準備委員会	第4回部会における4部会からの提案議題の協議・決定 廃校跡地利活用策の検討(2回協議)		
9	第5回部会（4部会）	総務	①校則等(最終協議) ②開校式関係(初回協議)	
		地域	伝統行事等(最終協議)	
		教育	教育課程(最終協議)	
		整備	①通学体制(最終協議) ②設備及び備品(4回協議)	
10	第6回統合準備委員会	第5回部会における4部会からの提案議題の協議・決定 廃校跡地利活用策検討結果報告書(案)の初回審議		
11	第6回部会（4部会）	総務	開校式関係(最終協議)	
		地域	※持越し案件の協議	
		教育	※持越し案件の協議	
		整備	設備及び備品(最終協議)	
12	第7回統合準備委員会	第6回部会における4部会からの提案議題の協議・決定 廃校跡地利活用策検討結果報告書の最終審議		
H27	1			
	2	報告書提出	“廃校跡地利活用策検討結果報告書”の提出	

注) 協議等の進捗次第では、統合準備委員会及び各部会の追加開催が有りえる。

### (3) 閉校準備協議会の設置

学校には、それぞれの学校及び地域で引き継がれてきた伝統と歴史があり、小学校統合で閉校となる学校においては、閉校記念式典の開催など、学校、保護者及び地域関係者相互で閉校の準備を進めていく必要がある。

そのため、閉校となる校区においては、学校単位で「閉校準備協議会」を組織する。

なお、閉校準備協議会の設置に当たっては、以下の要領を基本とする。

#### 〇〇〇小学校閉校準備協議会設置要領

##### 第1 設置

〇〇〇小学校の閉校準備を市教育委員会、学校、保護者及び地域が連携・協力して円滑に進めていくため、〇〇〇小学校閉校準備協議会（以下「準備協議会」という。）を設置する。

##### 第2 協議事項

準備協議会は、第1の設置の目的に沿った次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 閉校記念行事の企画・立案に関する事。
- (2) 廃校跡地利活用策検討のための調査・研究に関する事。
- (3) その他南有馬ブロック小学校統合準備委員会の所掌事務に属さない〇〇〇小学校の閉校準備に必要な事項に関する事。

##### 第3 準備協議会の構成員

準備協議会は、次の各号から選出された者で構成する。ただし、準備協議会の会議に出席することが困難な場合は、構成員が指名する代理人を出席させることを妨げない。

- (1) 教育委員会事務局の職員
- (2) 〇〇〇小学校の教職員等
- (3) 〇〇〇小学校の保護者
- (4) 〇〇〇小学校の通学区域の住民等

2 選出された構成員に異動が生じた場合は速やかに後任を選出するものとする。ただし、人選が困難な場合はこの限りでない。

3 構成員の任期は、準備協議会が発足した日から平成27年3月31日までとする。

##### 第4 会議の開催

準備協議会の会議は、教育委員会事務局が招集する。

2 会議の議長は、その都度、学校教育課長が指名する。

##### 第5 庶務

準備協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

##### 第6 その他

この要領の定めがない事項および疑義が生じた場合は、準備協議会の会議において定める。

##### 附 則

この要領は、準備協議会が発足した日から施行し、平成27年3月31日を以ってその効力を失う。

### 3 小学校統合の基本事項（諸課題の取扱）

#### （1）統合における学校名等

南有馬ブロックの小学校統合（5校統合）において学校名を変更した方が良いと判断されるときは、校章、校旗及び校歌等を含め、統合準備委員会の“総務部会”で調査及び協議を行い、その結果を基に統合準備委員会（全体会議）において方針等を決定し、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

なお、報告された方針等で重要な案件は教育委員会で審議し、その取扱等を決定する。

#### （2）拠点校の施設整備

実行計画の期間内（平成29年度まで）に行う小学校統合については、新校舎及び体育館等の建設は想定していない。

そのため、南有馬ブロックの小学校統合においては、実施計画の実施方針に従い、南有馬小学校（拠点校）の校舎を活用することとし、必要に応じて拠点校の校舎及び体育館等の施設整備を行なう。

なお、拠点校の施設整備に関しては、統合準備委員会の“整備部会”で調査及び協議を行い、その結果を基に統合準備委員会（全体会議）において協議の上、具体的な方針等を決定する。

#### （3）通学手段の整備

南有馬ブロックの小学校統合において、吉川小学校、白木野小学校、古園小学校及び梅谷小学校の多くの児童は遠距離通学となることから、通学負担の軽減と登下校時の安全確保を図る必要がある。

そのため、遠距離通学児童の通学手段は、原則としてスクールバスの運行とし、その通学体制（区域設定、運行形態、スクールバス停上屋の設置等）に関しては、統合準備委員会の“整備部会”で調査及び協議を行い、その結果を基に統合準備委員会（全体会議）において協議の上、具体的な方針等を決定する。

なお、スクールバスの運行便数については、登校時は1便、下校時は2便の運行を基本とし、放課後社会体育活動後の下校手段については保護者対応とする。

#### （4）通学区域の変更

南有馬ブロック小学校統合後の通学区域については『南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則』で定めるが、“小学校統合により遠距離通学となる”等の地理的な事由により「通学区域の変更」の願い出等があった場合は柔軟に対応していくものとする。

#### （5）事前交流事業の実施

南有馬ブロックの小学校統合においては、拠点校となる南有馬小学校の児童を含め、全ての児童に小学校統合に関する相互の共通意識を芽生えさせると共に、児童が小学校統合による環境の変化等に対応できるよう、事前の交流事業を実施する。

なお、児童の事前交流事業に関しては、統合準備委員会の“教育課程部会”で調査及び協議を行い、その結果を基に統合準備委員会（全体会議）において協議の上、具体的な事業内容等を決定する。

#### （6）学校活動・伝統行事等の継承

南有馬ブロックには、それぞれの学校で培われてきた特色ある活動や地域で引き継がれてきた伝統行事等があり、それらの活動は、学校教育の一環としてのみならず、郷土文化・芸術の保存の面からも継承していく必要がある。

このように学校や児童が関わる伝統行事等に関しては、統合準備委員会の“地域部会”で調査及び協議を行い、その結果を基に統合準備委員会（全体会議）において協議の上、具体的な方針等を決定する。

#### (7) 教職員の配置

小学校統合後における児童の不安や戸惑いなどに対応できるのは教職員であり、統合後の教職員の配置は重要視しなければならない。

教職員の配置は長崎県教育委員会に委ねられるものであるが、市教育委員会においては、教育環境の保持と更なる充実を図るため、統合後の教諭等の配置増(加配措置)はもとより、養護教諭や事務職員等の配置の充実についても県に要望していく。

#### (8) 廃校跡地の利活用

小学校は、地域コミュニティの拠点としても地域住民に親しまれている施設であり、立地条件などによっては地域に限定した用途に供することが望ましい場合もあることから、廃校跡地の利活用に関しては、地域や学校関係者等の要望や意見も聴き取る必要がある。

そのため、廃校跡地の利活用については、市と教育委員会のみならず、統合準備委員会においても今後の利活用策の検討を行い、その結果を「廃校跡地利活用策検討結果報告書(仮称)」として取りまとめ、これを市に提出することとする。

なお、この報告書は、あくまで地域の意見を集約して市に要望するものである。

#### (9) 開校式の開催

南有馬ブロックの小学校統合(5校統合)における開校式関係については、地域関係者による“開校記念式典”の開催に向けた実行委員会等の立上も想定されることから、実施計画においては開校式に関する具体的な方針等は示さず、統合準備活動の進展を見ながら適当な時期に統合準備委員会において協議するものとする。

### 4 小学校統合に係る事務処理等

#### (1) 統合の手続

南有馬ブロックの小学校統合(5校統合)に当たっては、所定の「学校廃止届」を長崎県教育委員会教育長に提出しなければならない。

この手続については、長崎県教育庁教育環境整備課と早めの時期に協議し、各学校等との調整を図りながら所要の事務処理を適切に行なっていく。

#### (2) 例規等の整備

南有馬ブロックの小学校統合に伴い、次の市例規の改正を平成26年度末までに行なう。

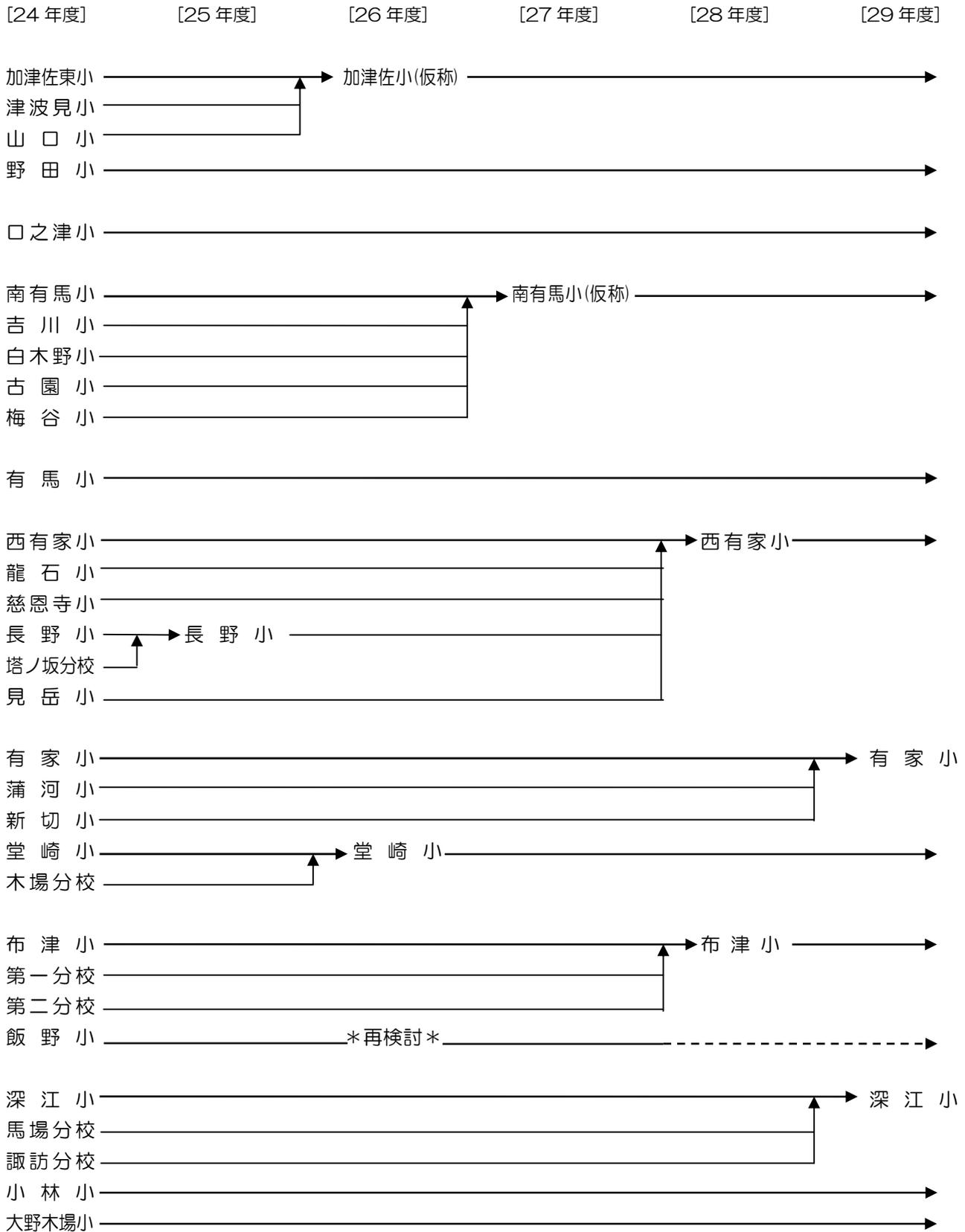
- ① 南島原市立学校設置条例(平成18年条例第71号)
- ② 南島原市社会体育施設条例(平成18年条例第87号)
- ③ 南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例(平成18年条例第90号)
- ④ 南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則(平成18年教育委員会規則第10号)
- ⑤ その他の関連する要綱・要領等

#### (3) 統合に要する経費

南有馬ブロックの小学校統合に要する経費については、統合準備委員会委員報酬等の基本的な予算を除き、統合準備委員会における諸課題の協議結果を踏まえた上で、適当な時期に予算要求(原則として9月補正と12月補正)するものとする。

〈参考〉

南島原市立小学校統合の流れ



[24年度] [25年度] [26年度] [27年度] [28年度] [29年度]  
〈31校〉 〈30校〉 〈27校〉 〈23校〉 〈17校〉 〈13校〉